

## 東京都離島航空路線に関する検討会設置要綱

制定 令和7年3月26日付6港島管第1239号  
改正 令和7年8月18日付7港島管第 571号

### (設置目的)

第1条 新中央航空株式会社が運航する東京都の離島航空路線（以下「離島航空路線」という。）の維持存続に向けた具体的な取組等を推進するため、「東京都離島航空路線に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 離島航空路線の維持存続に向けた取組に関すること。
- (2) その他離島航空路線に関する諸問題に関すること。

### (構成)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

### (座長)

第4条 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、東京都港湾局島しょ・小笠原空港整備担当部長とする。
- 3 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。

### (招集等)

第5条 検討会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。
- 3 検討会、検討会資料は非公開とする。
- 4 検討会の議事要旨は各検討会の終了後に公開する。ただし、座長が不適当と認めるとときは、この限りではない。

### (事務局)

第6条 検討会の事務局は、東京都港湾局離島港湾部管理課とする。

### (守秘義務)

第7条 別表に掲げる者は、検討会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は令和7年3月26日から施行する。
- 2 この要綱は令和7年8月18日から施行する。

(別表) 東京都離島航空路線に関する検討会委員

座 長	東京都 港 湾 局 島しょ・小笠原空港整備担当部長
委 員	同 総 務 局 多摩島しょ振興担当部長
委 員	同 産業労働局 観光振興担当部長
委 員	同 大島町役場 政策推進課長
委 員	同 新島村役場 企画財政課長
委 員	同 神津島村役場 企画財政課長
委 員	同 三宅村役場 企画財政課長
委 員	新中央航空株式会社 取締役営業部長